

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立福岡特別支援学校
課程又は教育部門	全日制（肢体不自由）



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

本校では、障がいの特性上、常時見守りや支援を行うことから、マン・ツー・マンに近い体制で指導を行っているため、校内でのいじめは起こりにくいと考えられる。しかし、近年の急速な情報技術の発展によるSNSの書き込みやインターネットへの動画の投稿など、新たな「いじめ問題」が生じ、ますます複雑化、潜在化している。本校にも携帯電話やスマートフォンを利用している児童生徒がおり、いじめはいつ、どこで起こるか分からない状況や、児童生徒同士でのふざけ合いであっても教職員の見えなところで被害が発生している場合もある。

そこで、明るく楽しい、誰もが安心して生活が送れるいじめのない学校を目指して、全職員が共通理解のもと組織的に対応していく。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が学校を魅力ある場所と感ずるために、教職員主導の「居場所づくり」によって、自己存在感や充実感を醸成することを基盤としながら「絆づくり」における主体的な活動を通して互いを認め合う体験を積み重ねていくことが重要である。具体的取組については以下のとおりである。

- ・児童生徒会活動・学校行事・交流及び共同学習
- ・人権学習・授業研究・授業参観・面談週間
- ・連絡帳・日々の健康観察・定期的なアンケート調査・相談ポスト
- ・職員研修（人権教育研修・いじめ問題に関する対応研修）
- ・児童生徒の人権尊重に関する教職員セルフチェックリスト

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

教職員でいじめの認知についての共通理解を図り、いじめの認知から解消まで組織的に指導できる体制を構築する。その上で、学校及び寄宿舎生活全般の児童生徒の様子を日々観察し、変化を見逃さない。ささいな兆候であっても複数の教職員が関わりながら、いじめの認知を正確に行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・保護者との連絡帳や面談週間、学舎連絡会等を活用し、学校・寄宿舍・保護者の連携を密にする。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談や、定期的なアンケート調査を通して児童生徒理解を図る。
- ・校内に相談ポストを設置し、児童生徒の声を広く受け止めることができるようにする。
- ・早期発見のための「チェックリスト」を活用し、教職員間で児童生徒見守りの視点を共有する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じないものや心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。近年の急速な情報技術の発展から、インターネットや携帯電話等を利用したいじめに対しても適切に対応していく必要がある。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

< 初期対応 >

※非常勤講師等にも本対応について事前に周知する

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した…その場でその行為を止める。
- 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった…真摯に傾聴する。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為…早い段階からの的確に関わりをもつ。
- いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まない。

【情報共有】学部主事（寮務主任）・学年チーフ・担任・児童生徒指導係

【報告】副校長（教頭）・教育指導部長・児童生徒指導課長



< いじめ防止対策委員会の招集 >

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告する。
- ※いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職からFAXで第一報を行う。
- 被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに粕屋警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

一次対応（緊急対応）

- ・ いじめの事実関係を、正確に把握する。
- ・ いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、心のケア等の支援をする。
- ・ 校長及び関係教職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。

二次対応（短期対応）

- ・ 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整える。

三次対応（長期対応）

- ・ いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進する。

保護者への対応

- ・ わが子が、いじめられてつらい思いをしていることを知ったときの保護者の心情を十分理解して誠意ある対応をする。
- ・ 新しく分かった事実や学校の指導方針は逐次報告する。
- ・ 学校の様子や家庭の生活についても情報交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

一次対応（緊急対応）

- ・ いじめの事実と経過を、複数の教職員で確認する。
- ・ 校長、関係教職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝える。

二次対応（短期対応）

- ・ いじめの態様等により指導方針を立案し、教職員間の共通理解を図る。

三次対応（長期対応）

- ・ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

保護者への対応

- ・ 事実関係及び今後の学校・学級としての対応や指導内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝える。
- ・ 問題の発生を児童生徒の成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たる。
- ・ 暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要である。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

一次対応

- ・ いじめを当該児童生徒だけの問題にとどめず、学級及び学年、学部、学校全体の問題として考えさせる。

二次対応

- ・ 「学級活動」や「特別の時間 道徳」の時間を要とした道徳教育等を充実させる。

三次対応

- ・ 共感的人間関係づくりに努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。

- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに粕屋警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・ パスワード付きサイトや SNS、メールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについて理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめの解消についての判断は、いじめ防止対策委員会で次の2つの要件が満たされているか審議した結果を受けて、校長が判断する。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、さらに長期の期間が必要とされると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する危険性を踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ・重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（県知事）に報告する。
- ・教育委員会と相談の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心に、事実関係を明確にするための聴き取り調査、アンケート調査を実施する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ・調査結果については、教育委員会（県知事）に報告する。
- ・いじめられた児童生徒の保護者に対し、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を適時・適切な方法で提供する。
- ・調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ・取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録共有を担う役割。
- ・いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る役割。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・「事実関係を明確にする」とは、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、背景事情や人間関係について、学校の対応などの事実関係を、可能な限り明確にすることをいう。なお、この際、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ・調査は、学校が事実と向き合い、当該自体への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、取組を学校評価の項目に位置付ける。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に示す、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・評価については、児童生徒指導課を中心に各取組の分析・評価を行う。それらの分析・評価を基にいじめ防止対策委員会によりまとめを行う。年度末にはいじめ防止対策委員会において1年間の取組について評価する。その評価結果を踏まえて、いじめの防止等のための取組の改善を図る。